

令和2年4月24日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく
食品表示基準の運用について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長及び同局保健医療部健康増進課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

各都道府県等食品表示主管部(局)長あて消費者庁表示対策課長他通知

(令和2年4月10日付け消表対第691号) 概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、食品原材料又は添加物の供給停滞により、原材料の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材の変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産、流通の円滑化に支障が生じることが危惧される。
- ・ アレルゲン、消費期限等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第1条に定める事項を除き、食品表示基準に基づき容器包装に表記された原材料等、栄養成分の量等の表示事項に、齟齬があっても、一般消費者に対し、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該食品の適正な原材料等その他情報が適切に伝達されている場合にあっては、当分の間、取り締まりを行わなくても差し支えない。

小田原食品衛生協会

電話・FAX 0465-32-8948

Eメール odawarashokkyou@coral.ocn.ne.jp

URL <http://www.odawarashokkyou.jp/>